**（３）会員サービスの拡充**

**①　はじめに**

個々の会員、特に経済的基盤の確立されていない若手会員にとって、会費の負担感が大きくなりつつあることからすると、会費負担に対応した会員サービスを享受したいとの要望が強まってきている。弁護士会としては、社会的な技術革新や若手会員の急増といった弁護士会をとりまく状況の変化に対応した会員サービスを提供していく必要があり、財政的・技術的制約のなかで可能な限りの会員サービスの拡充を図っていかなければならない。

**②　会員の利便性向上**

**（ア）会員マイページ等の利用の促進**

2008（平成20）年度からは会員サイト内に、各会員ごとの「マイページ」（会員マイページ）が開設された。会員サービス拡充の点では、登録した会員情報や所属委員会の開催日時・議事録等の閲覧がマイページ上で可能となった。また、研修講座の検索及び申込や委員会希望の受付、法律相談担当の申込、法律相談の交代手続（自分の担当日の交代候補者を会員マイページで探し、交代者には別途確認を得たうえでオンラインで交代手続をする、交代者を募集する、交代者募集中の日程を表示して応募する）等もマイページ上で行えるようになった。合同図書館の蔵書検索及び貸出予約もホームページ上から行える様になっている。オンラインによる弁護士法23条の2の照会請求や会議室利用の予約などに対する要望もあるが、利用に伴う費用の納付方法その他技術的問題を解決する必要がある。会員ページの存在や利便性の会員への周知は、相当程度達成されているものの、引き続き周知及び利用の促進が望まれる。

なお、弁護士法23条の2の照会請求については、2010（平成22）年10月より、郵送による受付が開始されたほか、会員ページ内において、申出の多い類型についての記載マニュアル及び照会書式をテンプレートで提供している。また、照会請求の受付件数は、近年大幅な増加傾向を見せているが、2015（平成27）年10月末日時点で類計13,204件と、昨年度の同時期（12,166件）に比しても大幅な増加傾向が続いていることが分かる。うち郵送受付は2,482件にのぼり、これまで全体の１割前後で推移していた郵送での利用が大幅に増加している傾向が見て取れる。

また、照会請求先として希望が多いにも関わらず、回答に消極的であった照会先に対しても、当会等との折衝により、照会に応じる方向に転じる照会先が増加しており、本制度の利便性は更に高まっているといえる。

**（イ）会館問題**

従来より会館に関する問題が議論されているが、会員の利便性向上の観点から、現在の会館利用方法を含めて更なる議論が必要である。

なお、弁護士会館4階、5階会議室等においては、無線LANによるインターネットサービスを無償で提供している。

また、特別会員室については、執務ブースを新たに設置するとともに、マッサージチェアを個室化し、利便性を高めた。さらに、特に子育て中の女性会員の弁護士業務活動支援のため、研修会参加時などにおける４階和室の利用や、女性会員室の改善が行われた。

**（ウ）会費問題**

若手、特に司法修習が給費制から貸与制に変更された世代の若手会員については、弁護士登録6年目に司法修習の貸与金の返済が開始されるが、法科大学院での奨学金の返済も合わせると、登録6年目頃に急激に会員負担が増加することが予想される。かかる事態に対応するために、若手会員の会費負担のあり方については、会費額の減額、猶予等のしかるべき対応が望まれる。

また、会費全般について、昨今の弁護士の経済状況やインハウスローイヤー及び任期付公務員となる会員の増大等の業務態様の多様化が進んでいる。この様な状況を踏まえると、会費の適正妥当な負担や会費減免制度のあり方について、将来的な会財政もにらみながら、柔軟に検討していくことが望まれる。なお、任期付公務員の会費減免については、減免の基準を明確にすることで減免審査手続を簡便にし、制度の利用がしやすくなっている。

**③　会員向け相談体制**

**（ア）メンタルヘルス・カウンセリング**

2008（平成20）年4月1日より開始されたサービスであり、東弁の弁護士会員・外国特別会員等、およびその配偶者と健康保険の被扶養者を対象として、電話・Ｗｅｂ（メール）・面接の方法によって、こころの健康の問題を相談する機会を得るためのアクセス手段を弁護士会が提供するものである（注：心の健康の問題の解決を直接の目的とするものではなく、医療機関を紹介するものでもない。）。電話・Ｗｅｂ（メール）・面接は、弁護士会ではなく委託先の臨床心理士の資格を有する心理カウンセラーが応対している。電話については匿名での利用も可能であり、会員の家族が会員のために利用することもできる。

当サービスの提供は、近年の事件処理の複雑化や経済状況の変化により、会員を取り巻く業務環境が厳しくなり、業務に対して強い不安やストレスを感じる会員が増加しており、このような会員のこころの健康問題がその家族、依頼者、事務所及び社会に与える影響が大きくなっていることに対応したものである。特に、近時の若手会員の急増に伴う採用問題などによって、登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う不安やストレスが多く生じることも懸念されることから、そのようなストレスによる健康問題への対応としても機能することが引き続き期待される。

**（イ）若手相談室**

若手会員（登録5年以内の会員。以下同じ。）による若手会員のための相談窓口で、事務所内の人間関係トラブル、精神的な悩み、経済的な悩みなど弁護士業務に関連して生じる様々な悩みごとを世代が近い会員に気軽に相談するための窓口である（注：個別具体的事件に対する相談は除く。）。この若手相談室は、新進会員活動委員会の活動の一環として行われている。

上記のように登録先事務所とのミスマッチやいわゆる「ノキ弁」「即独」に伴う悩みが多く生じる懸念もあることから、会員への周知を強化することなどによって活用していくことが期待される。

**④　会員への研鑽機会の提供**

**（ア）研修、法律研究部**

研修や法律研究部の活動が、会員の知識・法技術的専門性を高めるために有用であることは従来と変化ないところであり、既にネット研修の充実化など工夫がされているところである（詳細は該当項を参照されたい。）。

**（イ）チューター制度、法律相談等を通じたＯＪＴ制度など**

いわゆる「ノキ弁」や「即独」など、身近にＯＪＴを受ける機会に恵まれない若手会員の増加は既に現実的なものとなっており、もはや特殊なカテゴリーに属するとはいえない状況にある。弁護士会がこのような会員に対して、先輩会員との交流を通じたＯＪＴを実施することは、業務の基礎的な処理方法を習得するために必要であることは勿論のこと、弁護士の公益性に裏打ちされた弁護士会の自治を保持するための教育課程の側面からも重要である（このような弁護士自治に対する理解は研修等だけで深めていくことは困難であると思われる。）。

具体的方策としては、登録制のチューター制度（日弁連法的サービス企画推進センターにおいて2008（平成20）年より実施され、既に相当数の登録が行われている。）や、法律相談における主・副担当制（現在の消費者問題専門相談や弁護士紹介制度などが参考になる。）の拡充が挙げられ、東弁においてもチューター制度が実施されている。

**（ウ）新規登録弁護士に対するクラス別研修制度の導入**

弁護士の基礎的スキルやマインドの涵養は、登録後早期に実施される必要があるほか、会員約7,500名に及ぶ当会においては新規登録会員相互の顔が見えず、孤立化や弁護士会に対する帰属意識の希薄化が懸念されている。そこで、65期を中心とした新規登録弁護士から、新規登録弁護士の集合研修の一環として、「クラス研修制度」が2013（平成25）年1月から開始され、本年度も引き続き6７期の会員を対象として、研鑽を行っている。

制度の概要としては、新規登録弁護士を20名程度でクラス編成し、全7回（3回以上の出席が義務となる）をかけて民事・家事をテーマとしてゼミ形式による研修を行うものである。各クラスには、世話人として、担任（登録5年目から10年目）及び副担任（11年目以上）が配置され、専門カリキュラムについては、関連委員会から講師が派遣される。クラスによっては、カリキュラム外での懇親の場を設けるなどの工夫もみられ、本制度の実施によって、新規登録会員同士が知り合う機会や情報交換の場を作ることで孤立化を防ぎ、弁護士会への帰属意識や会務への理解を深めてもらうことが期待される。

検討課題としては、現状における研修の出席義務回数が、上記の趣旨・機能からみて適切な回数であるのか、他方で、所定の出席義務回数に囚われず積極的に研修に参加しやすくなるよう、新規登録弁護士の所属先の本制度に対する理解を深めていくことも必要と思われる。

本制度は、クラスの世話人の人選が要となる一方、世話人が固定化されないよう、多くの世話人を発掘していく必要がある。法曹親和会としては、今後も有為な人材を推薦するとともに、世話人の活動を積極的に支援していくことが求められる。